藤島町住民説明会資料

合併協定書(案)

鶴 岡 市 藤 島 町 羽 黒 町 櫛 引 町 朝 日 村 温 海 町

目 次

1.	合併の方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	合併の期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	新市の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 .	新市の事務所の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5.	財産の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6.	議会議員の定数及び任期の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
7.	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8.	地域審議会の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9.	地方税の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10 .	一般職の職員の身分の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
11 .	特別職の身分の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
12 .	条例、規則等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
13 .	組織及び機構の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
14 .	一部事務組合等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
15 .	公社、第三セクター等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
16 .	町・字の取扱い	6
17 .	慣行の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
18 .	姉妹都市等及び国内・国際交流事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
19 .	広報広聴関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
20 .	交通関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
21 .	窓口業務の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
22 .	地域コミュニティ支援及び行政連絡体制の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
23 .	市民相談関連事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
24 .	斎場事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
25 .	国民健康保険事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

26 .	ごみ処理事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
27 .	環境対策事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
28 .	消防団の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
29 .	防災関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
30 .	保健衛生事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
31 .	診療所(直営) 休日夜間診療の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
32 .	障害者福祉事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
33 .	高齢者福祉事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
34 .	介護保険事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
35 .	児童福祉事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
36 .	保育事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
37 .	その他の福祉事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
38 .	農林水産関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
39 .	商工関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
40 .	雇用労働福祉関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
41 .	観光関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
42 .	建設関係事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
43 .	上水道事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
44 .	下水道事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
45 .	学校教育事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
46 .	社会教育事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
47 .	スポーツ振興事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
48 .	新市建設計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 3

1 合併の方式

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、鶴岡市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町9番25号(現在の鶴岡市役所の位置)とする。

5 財産の取扱い

6 市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 なお、6 市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取組みにおいて 合併までになお財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市の議会議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。
- (2) 合併後最初に行われる選挙については、各市町村の区域をもって選挙区を設けるものとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、朝日村2人、温海町3人とする。

	現在の定数	設置選挙の定数	一般選挙の定数	
鶴岡市	28人	2 3人		
藤島町	18人	4人		
羽黒町	18人	3人		
櫛引町	15人	3人	3 4 人	
朝日村	1 4 人	2人		
温海町	18人	3人		
計	111人	3 8人	3 4人	

7 **農業委員会委員の定数及び** 任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は37人とする。
- (2) 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は3選挙 区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。
- (3) 6市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により37人が合併の日から平成17年11月2 5日まで引き続き在任する。

ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会 1 3 人、藤島町農業委員会 5 人、羽黒町農業委員会 5 人、櫛引町農業委員会 6 人、朝 日村農業委員会 4 人、温海町農業委員会 4 人とする。

		選挙による委員	į	
	現在の定数	特例期間中		般選挙
	近江のた奴	の定数	選挙区	定数
鶴岡市	2 2 人	1 3 人	3	
藤島町	1 3 人	5人	1	各選挙区の定数
羽黒町	16人	5人	1	は、選挙人の数に
櫛引町	15人	6人	1	比例する。
朝日村	1 3 人	4人	1	1
温海町	10人	4人	1	
計	8 9人	3 7人	8	3 7人

¹ 合併後、最初に行われる一般選挙の定数は、平成 17 年 1 月 1 日現在の選挙人の数 による。

8 地域審議会の取扱い

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の区域ごとに地域審議会を設置する。
- (2) 設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。
- (3) 地域審議会は、合併に係る次の事務を所掌する。
 - ア 次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。
 - (ア) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (ウ) その他市長が必要と認める事項
 - イ 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- (4) 審議会は、区域ごとに委員20人以内で組織し、委員の任期は2年とする。

9 地方税の取扱い

(1) 個人市民税の普通徴収の納期については、6月、8月、10月及び1月とする。

藤島町の納期	新市の納期
6月・8月・ <u>11月</u> ・1月	6月・8月・ <u>10月</u> ・1月

(2) 固定資産税の納期については、5月、7月、12月及び2月とする。

藤島町の納期	新市の納期
5月・7月・ <u>10月・12月</u>	5月・7月・ <u>12月・2月</u>

(3) 軽自動車税の納期については、5月とする。

藤島町の納期	新市の納期
<u>4月</u>	<u>5月</u>

- (4) 入湯税の税率については、鶴岡市、温海町の例とする。
- (5) 都市計画税の課税区域については、当面現行のとおりとし、新市において新都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定する。

税率については、新市において課税区域が設定されるまでの期間(合併する年度及びこれに続く5年度以内)は、不均一課税とする。

納期については、5月、7月、12月及び2月とする。

藤島町の税率	新市の税率
0.2%	0.2%と0.3%の不均一課税

藤島町の納期	新市の納期
5月・7月・ <u>10月・12月</u>	5月・7月・ <u>12月・2月</u>

(6) 市民税、固定資産税並びに軽自動車税の免除及び減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、人事管理及び職員の処遇の適 正化の観点から調整を図る。

(16年4月1日現在)

職員数

市町村名・団体名	職員数
鶴岡市	1,345 人
藤島町	133 人
羽黒町	132 人
櫛引町	101 人
朝日村	118 人
温海町	139 人
鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合	31 人
鶴岡地区消防事務組合	203 人
月山水道企業団	8人
計	2,210 人

11 特別職の身分の取扱い

監査委員、議会推薦の農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の定数、 特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、合併協議会で協議、承認された調整方針及び事務事業等の調整 内容に基づき、新市における事務事業に支障がないように整備するものとする。

13 組織及び機構の取扱い

新市の組織及び機構は次の基本的な考え方により再構築する。

- (1) 現在の鶴岡市役所を本所、町村役場を支所とし、行政機能を分担し、配置する。
 - ア 本所・支所においては、住民がこれまでどおり、各種の手続きができるようにするとともに、住民の日常生活の問題に関する相談窓口を設ける。

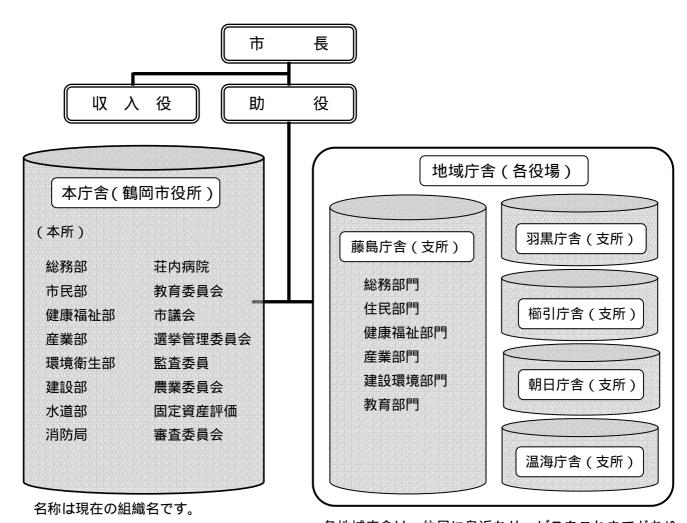
健康・福祉部門などにおいては、住民に提供するサービス内容の充実、高度 化を図る。

- イ 支所においては、各地区特有のプロジェクト等について、原則として引き続き取り組み、また、合併に伴い検討すべき施策の調整も重要業務として取り組む。
- ウ 内部管理部門は、本所に中核機能を置き、業務内容の充実を図りつつ、組織 の統合・縮小、職員の資質向上と併せた人員削減を計画的に進める。
- エ 市政運営の基本方針などの策定や各部門の中枢管理機能は、本所を中核としながら、適切な行政運営に努める。
- (2) 本所、支所以外での公共的サービス提供については、民間セクターとの協力・ 協調体制の構築を推進する。

また、民間のサービス機関に移管することが適切な公的施設については、努めて移管する。

- (3) 支所の権限などについては、新市で行政課題や権限の分担、財政事情などを総合的に勘案し、適切に決定する。
- (4) 行財政改革については、既決の計画に沿うなど、引き続き実施する。

<組織のイメージ図>



各地域庁舎は、住民に身近なサービスをこれまでどおり 提供できる体制をめざします。

具体的な課名等は、地域の実情に応じて定めることが可能です。(例:産業部門 エコタウン課)

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合及び月山水道企業団 については、合併までに関係団体との協議を踏まえ調整する。
- (2) 山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合、山形県市町村職員退職手当 組合及び庄内広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱 退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(3) 山形県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から町村は脱退する。

交通災害共済事業については、鶴岡市の例を基本に新市単独で運営する。

- (4) 庄内視聴覚教育協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
- (5) 庄内南地区介護認定審査会については、合併までに関係団体との協議を踏まえ 調整する。

15 公社、第三セクター等の取扱い

- (1) 藤島町、羽黒町、温海町の土地開発公社については、統廃合し、1つの土地開発公社とする。
- (2) 財団法人鶴岡市開発公社については、当面現行のとおりとし、新市において土地開発公社との業務の整理について検討する。
- (3) 第三セクターについては、当面現行のとおりとし、出資金は新市に引き継ぐ。 なお、類似業務を行うものの統合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等 の運営の改善、合理化に努める。

< 主な第3セクター>

	(財)庄内地域産業振興センター
も 鶴岡市	鶴岡再開発ビル(株)
海河山川	赤川スポーツランド (株)
	(財)出羽庄内国際交流財団
藤島町	(財)藤島町文化スポーツ事業団
	ふじの里振興(株)
77 E ET	(株)ゆぽか
羽黒町	(社)月山畜産振興公社
櫛引町	(株)くしびきふるさと振興公社
朝日村	(株)月山あさひ博物村
ያ <i>ከ</i> ርጋ የህ	(株)湯殿山観光開発公社
温海町	(株)クアポリス温海
衛生処理組合	(株)鶴岡地区クリーン公社

16 町・字の取扱い

- (1) 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。
- (3) 現町村名の取扱いについては、合併までに調整する。

仮に現町村名を残し、「町」の字句を削除した場合の所在地の表示例

藤島公民館	山形県鶴岡市 <u>藤島藤島</u> 字笹花 73 番地 (山形県鶴岡市 <u>藤島</u> 字笹花 73 番地)
町民体育館	山形県鶴岡市藤島藤の花1丁目1番地1
藤島駅	山形県鶴岡市藤島上藤島字鎧田畑4番地2
東栄公民館	山形県鶴岡市藤島蛸井興屋字水尻 26 番地 1
八栄島公民館	山形県鶴岡市藤島八色木字西野 102 番地
長沼公民館	山形県鶴岡市藤島長沼字宮東 25 番地 1
渡前公民館	山形県鶴岡市藤島渡前字中屋敷 28 番地

藤島の表記が連続するため、検討も必要

17 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足までに決定する。 市民歌、市の花鳥木、都市宣言、市民憲章等については、新市において検討する。
- (2) 名誉市民顕彰及び市政功労表彰の制度については、鶴岡市の例を基本に調整する。

なお、既推戴者及び既受賞者は、引き続き顕彰する。

18 姉妹都市等 及び国内・国際交流事業の取扱い

- (1) 姉妹都市等との盟約については、相手先の意向を確認したうえで新市において 引き継ぐ。
- (2) 国内・国際交流事業については、相手先の意向を確認したうえで新市において 継続する。

< 各市町村の交流状況 >

	友好・姉妹都市		その他交流
	国内交流	国際交流	との心文加
鶴岡市	鹿児島市・江戸川区 ・北海道木古内町	ニューブランズウィック市(米国) ラフォア市(仏領ニューカレドニア)	
藤島町	北海道名寄市		
羽黒町	東京都新島村		
櫛引町			新宿神楽坂
朝日村	墨田区		全国朝日会
温海町	鹿児島県大隈町	黒龍江省尚志市(中国)	江戸川区

19 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報紙の発行については、月2回を基本とする。
- (2) 広聴制度については、住民の声を幅広く聴くため、市長と語る会や住民自治組織との懇談、提言はがきなどの充実策を検討する。

20 交通関係事業の取扱い

羽黒町、櫛引町、温海町の独自運行バスについては、当面現行のとおりとし、効率的な運行を検討する。

21 窓口業務の取扱い

(1) 印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付 等の窓口手数料については、鶴岡市の例を基本に調整する。

	藤島町	鶴岡市
身分証明	400 円	400 円
埋火葬許可証明	400 円	400 円
印鑑登録手帳交付	<u>無料</u>	<u>500 円</u>
印鑑登録手帳再交付	600 円	<u>500 円</u>
印鑑登録証明	400 円	400 円
住民基本台帳閲覧	1人400円	1 世帯 300 円
住民票謄抄本	400 円	400 円
住民票広域交付	400 円	400 円
住民票記載事項証明	<u>400 円</u>	300 円
戸籍の附票謄抄本	400 円	400 円
住基カード交付	500 円	500 円

(2) 時間外の窓口開設については、鶴岡市、藤島町の例を基本に調整する。

22 地域コミュニティ支援 及び行政連絡体制の取扱い

(1) 自治組織については、歴史的経過、地域特性を踏まえ、地域住民の意思を尊重 し、5年以内に自治組織のあるべき姿を検討する。

町内会運営補助金、自治振興交付金等については、自治組織のあるべき姿を検 討した後に、段階的に調整する。 (2) 駐在員、町内会長、区長等の設置、報酬等については、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に調整する。

		単位住民自治組織(団体数)
鶴岡市 郊外地		コミュニティ振興会・協議会(6) 町内会(102)
		自治振興会・自治会(15) 住民会・町内会・自治会(150)
藤島町		町内会(61)
羽黒町		集落(69)
櫛引町		地区(22)
朝日村		集落(40)
温海町		自治会(29)

23 市民相談関連事業の取扱い

市民総合相談及び消費生活相談については、本所、各支所の相談体制の機能を充実していく。

	町村	鶴岡市
相談体制	社会福祉協議会への委託が一般的	消費生活センター

24 斎場事業の取扱い

(1) 斎場使用料については、鶴岡市の例を基本に調整する。

	藤島町	鶴岡市
市民・町民	15,000 円	5,800 円
市民・町民以外	35,000 円	43,000 円

(2) 温海町が共同運営している新潟県山北町火葬場については、新市においても継続する。

25 国民健康保険事業の取扱い

(1) 保険税については、不均一課税とし、5年以内に段階的に調整する。 納期については、7月から3月までの9期とする。

税率(医療分)

(H16.4.1 現在)

	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
鶴岡市	6.90	28.00	21,500	27,300
藤島町	5.10	25.00	21,000	26,200
羽黒町	4.60	22.30	18,500	28,800
櫛引町	5.80	26.00	20,300	28,000
朝日村	6.40	30.00	20,000	30,000
温海町	6.40	27.00	22,000	31,000

税率(介護分) (H16.4.1 現在)

	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
鶴岡市	1.47	7.70	7,500	4,700
藤島町	0.77	4.90	5,600	3,400
羽黒町	0.63	4.10	5,200	3,200
櫛引町	1.24	6.60	7,700	4,900
朝日村	1.13	8.59	8,100	4,700
温海町	0.83	4.60	5,600	4,600

納期

藤島町の納期(8期)	新市の納期 (9期)	
7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月	7月·8月·9月·10月·11月·12月·1月·2月· <u>3月</u>	

- (2) 人間ドック等の検診事業の受診者に対する助成制度については、保険税の調整 と併せ5年以内に調整する。
- (3) 出産育児一時金及び葬祭費の支給額については、保険税の調整と併せ5年以内に調整する。

出産育児一時金貸付制度については、統一する。

(H16.4.1 現在)

	出産育児一時金	葬祭費
鶴岡市	300,000 円	70,000円
藤島町	350,000 円	70,000円
羽黒町	300,000 円	55,000円
櫛引町	300,000 円	65,000円
朝日村	350,000 円	100,000 円
温海町	300,000 円	50,000円

26 ごみ処理事業の取扱い

(1) ごみの収集体制・区域等については、3年以内に調整する。 ごみステーション設置に対する補助制度、特定団体の独自収集に対する補助制 度は、3年以内に廃止する。

藤島町	新市
・町 1/2 上限 5 万円	
・衛連 1/4 上限 3 万円	3年以内に廃止
・自作は原材料のみ対象	

(2) 資源ごみ回収報奨金については、鶴岡市の例を基本に統一し、衛生組織連合会等協力団体での上乗せ助成は廃止する。

	団体·業者別	藤島町	鶴岡市
4代 米西	(団体)	3円/kg	5円/kg
紙類	(業者)	6円/kg	6円/kg
金属類	(団体)	3円/kg	5円/kg
立 偶照	(業者)	2円/kg	2円/kg
フド / 米石	(団体)	3円/kg	1円/本
びん類	(業者)	2円/kg	1円/本

(3) 生ごみ処理器の購入助成については、鶴岡市、朝日村の制度に統一する。 環境にやさしい店認定制度については、鶴岡市の制度により全市で実施する。

	藤島町	鶴岡市
生ごみ処理器購入助成	2分の1(上限5,000円)	3分の1(上限20,000円)

27 環境対策事業の取扱い

- (1) 合併浄化槽の整備手法、補助制度等については、当面現行のとおりとし、新市 において整備のあり方等について検討する。
- (2) 一般廃棄物の減量、適正排出等の啓蒙・啓発活動のほか、生活環境の保全や向上を図るための推進体制については、衛生組織連合会等協力団体との調整を図り 鶴岡市の例を基本に統一する。

28 消防団の取扱い

- (1) 組織体制については、各市町村の消防団の体制を維持し、連合消防団体制とする。
- (2) 消防団員の報酬、手当、退職報償金等については、5年以内に段階的に調整する。

	報 酬(円)
鶴岡市	17,800 ~ 127,200
藤島町	19,200 ~ 161,000
羽黒町	20,000 ~ 154,000
櫛引町	22,000 ~ 156,000
朝日村	23,800 ~ 158,000
温海町	23,500 ~ 220,000

(3) 分団交付金等については、5年以内に段階的に調整する。

29 防災関係事業の取扱い

- (1) 防災行政無線については、当面は統合器によりシステムの統一化を図り、機器の老朽化を勘案しながら、戸別受信機のあり方も含め、5年以内に段階的にシステムの再構築を図る。
- (2) 鶴岡市、温海町の水難救済会については、現体制で統合し、報酬額等は新たに 定める。
- (3) 羽黒町、櫛引町、朝日村の山岳遭難救助組織等については、現体制を基本とする。

30 保健衛生事業の取扱い

(1) 妊婦の一般健康診査及び超音波検査については、鶴岡市の例を基本に調整する。

超音波検査受診券交付枚数	藤島町	鶴岡市
	1枚(35歳以上に限定)	2枚(年齢限定なし)

- (2) 4か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査については、鶴岡市 の例を基本に調整する。
 - 9・10か月児、1歳児の健康診査については、1歳児健康教室に変更する。 健康診査等の比較

にはい立行のに大		
	藤島町	鶴岡市
3 ~ 4 ヶ月児		
4ヶ月児		
6~7ヶ月児	育児学級	
7ヶ月児		
9~10ヶ月児		伊克教会
1 歳児	よちよち教室	健康教室
1歳6ヶ月児		
3 歳児		

(印 健康診査)

(3) 集団予防接種(BCG、ポリオ)の会場については、市町村ごとに設置する。 個別予防接種(三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎)の委託料、自己負担金 等については、鶴岡市の例を基本に調整する。

個別予防接種自己負担額

藤島町	鶴岡市
自己負担なし	16 年 4 月から自己負担なし

- (4) 集団基本健診の健診項目、対象年齢、自己負担金等については、3年以内に調整する。
- (5) 消化器検診、婦人科検診の自己負担金、減免対象者等については、鶴岡市の例 を基本に、3年以内に調整する。

消化器検診自己負担額

	対象年齢	藤島町	鶴岡市
胃がん検診	70 歳未満	4 400 TI	1,000 円
月がん快砂	70 歳以上	1,400円	自己負担なし
大腸がん検診	70 歳未満	500 III	500 円
/\ng/j`/U/快码	70 歳以上	500円	自己負担なし

婦人科検診自己負担額

		対象年齢	藤島町	鶴岡市
		70 歳未満	2 000 FI	1,000円
子 宮 が ん	頸部	70 歳以上	2,000円	自己負担なし
かん検診	体 部	70 歳未満	未実施	1,000円
17 形		70 歳以上		自己負担なし
乳がん検診		70 歳未満	900 III	400 円
		70 歳以上	800 円	自己負担なし

(6) 人間ドックの対象者、委託料、自己負担金等については、鶴岡市の例を基本に、 5年以内に調整する。

人間ドック自己負担額

		藤島町	鶴岡市
	一般(男)	10,500 円	12,000 円
人間ドック	一般(女)	11,500 円	14,200 円
(1日の場合)	国保(男)	5,000 円	2,200 円
	国保(女)	6,000円	2,300 円

(7) 高齢者インフルエンザ予防接種の委託料、減免対象者等については鶴岡市の例を基本に調整する。

	藤島町	鶴岡市
助成金額	1,500 円	1,500 円
減免対象	生活保護世帯	生活保護世帯 <u>市民税非課税世帯</u>

31 診療所(直営) 休日夜間診療の取扱い

- (1) 朝日村の国民健康保険診療所については、現行のとおりとし、温海町の国民健康保険診療所については、今後の運営について引き続き検討する。
- (2) 鶴岡市休日夜間診療所及び温海町の在宅当番医制度については、現行のとおりとする。

32 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 重度障害者介護者激励金品の支給については、鶴岡市の例を基本に5年以内に 段階的に調整する。
- (2) せきずい損傷者福祉手当については、鶴岡市の例を基本に3年以内に調整する。
- (3) 重度心身障害児養育手当については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。 ただし、特別児童扶養手当非該当者への支給は、3年以内に廃止する。
- (4) 紙おむつ支給については、平成17年度に新たな基準を作成し、3年以内に実施する。

	所得要件	支給内容
鶴岡市	あり	4,000~8,000 円以内
藤島町	なし	9,000 円以内
羽黒町	なし	4,000~8,000 円以内
櫛引町	あり	5,500~7,500 円以内
朝日村	あり	4,000~8,000 円以内
温海町	なし	3,600~7,200 円以内

(5) 福祉タクシー券、福祉ガソリン券の助成については、鶴岡市の例を基本に5年 以内に調整する。

なお、各町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。

	藤島町	鶴岡市
福祉タクシー券	年 48 枚	年 24 枚 (一部 30 枚)
福祉ガソリン券	1枚800円年12枚(一部15枚)	1 枚 456 円年 12 枚

33 高齢者福祉事業の取扱い

(1) 高齢者長寿祝いについては、対象年齢、祝品等を統一する。

対象年齢	藤島町	新市
77歳(喜寿)		座布団
88歳(米寿)	賀詞・記念品	賀詞
99歳(白寿)		記念品・賀詞
100歳	賀詞・10万円	賀詞・記念品・10万円
最高齢者		記念品

(2) 敬老事業等については、当面現行のとおりとし、新市において対象年齢、事業 費等について調整する。ただし、特別養護老人ホーム等施設行事への補助は、廃 止を検討する。

	内容
鶴岡市	数え 72 歳以上(H19 までに 75 歳に)、自治会等へ補助
藤島町	数え 74 歳以上(H17 までに 75 歳に)、地区実行委員会に委託
羽黒町	数え 70 歳以上
櫛引町	満 71 歳以上
朝日村	数え 70 歳以上、地区公民館へ委託
温海町	数え 70 歳以上、自治会へ補助

(3) 高齢者等で専用の移送用車両を利用しなければならない者に対する外出支援サービスについては、当面現行のとおりとし、5年以内に新たな基準を設け実施する。

	支援内容	実施方法
鶴岡市	初乗り運賃相当額	タクシー会社
藤島町	費用の9割	タクシー会社
羽黒町	1000 円を除く費用額(往復)	社会福祉法人
櫛引町	費用の9割	タクシー会社
温海町	燃料費実費分を除く費用額	社会福祉法人

(4) 高齢者福祉タクシーの助成については、3年以内に廃止する。 なお、各町村区域の交通基盤整備等、高齢者の移動支援策を検討する。

藤島町	新市	
基本料金相当額の助成券 12 枚交付	3 年以内に廃止	

(5) 寝たきり老人紙おむつ支給については、羽黒町の例により、介護保険市町村特別給付事業として1年以内に調整する。

なお、基準等については、鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。

藤島町	新市	
所得要件なし 月9,000円以内	介護保険市町村特別給付事業に移行する。 所得要件あり	

(6) 寝たきり老人等介護者激励金支給については、5年以内に段階的に廃止し、家族介護者交流激励支援事業、家族介護者教室事業等による介護家族支援の充実を 図る。

藤島町	新市	
年間 45,000 円支給	5 年以内に段階的に廃止	

(7) 低所得者の介護サービス利用者負担減免については、鶴岡市の例を基本に5年 以内に調整する。

34 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期(平成17年度)まで の間は、各市町村の計画の集合をもって事業計画として取り扱うこととし、平成 17年度に新市の介護保険事業計画を策定する。
- (2) 1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画により平成18年 度から統一する。

保険料基準額・納期 (第2期H15~17)

	基準額	納期
鶴岡市	40,200 円	8期(7~2月)
藤島町	35,760 円	8期(7~2月)
羽黒町	37,200 円	8期(7~2月)
櫛引町	39,360 円	8期(7~2月)
朝日村	39,000円	8期(7~2月)
温海町	37,500 円	10期(6~3月)

(3) 法定の介護保険料減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。 生活困窮者の独自減免については、鶴岡市の例を基本に1年以内に調整する。

藤島町	鶴岡市		
	法律に定める災害等の減免の他に、生活困窮		
法律に定める災害等の減免のみ	者の独自の減免がある。		
	対象者:市民税非課税世帯で収入額が一定基準		
	以下のもの		
	内 容:保険料第1段階のもの1/2を減免		
	保険料第2段階のもの1/3を減免		

35 児童福祉事業の取扱い

(1) 放課後児童対策事業については、当面現行のとおりとするが、学童保育所の管理運営・保育料等については、5年を超える経過措置をもって調整する。

	施設数	利用料(月額)
鶴岡市	9	6,000~12,000円
藤島町	1	7,500 円
羽黒町	1	9,000円
櫛引町	2	5,900 円
朝日村	1	9,000円
温海町	1	3,500 円

(2) 誕生祝金については、5年以内に廃止も含めて調整する。

	対 象	支給金額
羽黒町	3人目以降	20 万円
知 治 mT	3人目	10 万円
温海町	4 人目 5 人目以降	30 万円 50 万円

36 保育事業の取扱い

- (1) 公立保育所については、運営方式や保育内容など保育事業全体について、民間 委託等も含めて検討する。
- (2) 保育料については、当面は住所地により保育料を算定することとし5年以内に 国の基準を参考に新たな保育料を検討し、その後段階的に調整する。

(H15.10.31 現在)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町
平均保育料	23,216 円	18,921 円	21,175円	20,775円	16,673円	17,803 円

(参考: H16.4.1 現在、藤島町 14,684円)

37 その他の福祉事業の取扱い

- (1) 社会福祉協議会に対する運営費等の補助については、現状の補助水準を維持することを前提とした基準で調整する。
- (2) 小規模災害の一時扶助については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (3) 重度心身障害者医療及び乳幼児医療の助成対象者については、5年以内に調整する。

38 農林水産関係事業の取扱い

(1) 水田農業構造改革対策における生産目標数量の配分率、独自カウントについては、従来の経過を尊重しながら、現在の市町村への配分根拠を基礎に、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて5年以内に決定する。

(平成 15 年度・単位:%)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町
転作率	31.4	27.7	33.4	31.2	34.9	36.0

- (2) 産直施設の支援については、経営組織が将来的に独立した安定経営ができるよう、支援方法を5年以内に統一する。公設の施設については、賃貸する方向で調整する。
- (3) グリーンツーリズム活動支援については、櫛引町の事業手法を参考とし、3年 以内に対象を全市に拡大して実施する。
- (4) 市町村単独土地改良事業補助金及び小規模災害復旧工事補助金については、5 年以内に補助対象要件等の制度内容を統一する。
- (5) 朝日村の住宅等建築資金貸付事業及び温海町の町の木庄内あつみ杉利用住宅等 建築奨励補助金制度については、温海町の制度を基本に統合し、朝日村、温海町 に限定し実施するが、地域材利用促進に係わる諸制度の運用により制度の見直し を検討する。
- (6) 内水面漁業振興事業費補助金については、5年以内に制度内容を統一する。

39 商工関係事業の取扱い

- (1) 企業立地助成については、制度を統一し、用地取得助成及び雇用促進助成は廃止する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (2) 融資、利子補給及び保証料補給制度については、鶴岡市の例を基本に統一する。 ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (3) 商工会議所、商工会への補助については、3年から5年の間は現行のとおりと し、その後、運営補助金については統一の基準を設定し、事業補助についてはメ ニュー化を図る。

40 雇用労働福祉関係事業の取扱い

- (1) 勤労者融資保証料補給制度の補給割合、補給期間及び貸付限度額については、 鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについ ては、現行のとおりとする。
- (2) 雇用助成制度は、廃止する。

なお、就業相談員による未就職者支援、総合就職セミナーなどによる新規学卒者の就職支援、既就職者の技術や能力の向上など、人材育成を主体とした雇用対策を推進する。

41 観光関係事業の取扱い

- (1) まつり等観光振興事業については、当面現行のとおりとし、補助金等については新市において検討する。
- (2) 観光キャンペーン事業については、3年以内に事業の一元化を検討する。
- (3) 各地区観光協会組織については、当面現行のとおりとし、補助金等については 5年以内に調整する。

42 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画決定については、新市全体を1つの都市計画区域とするとともに、区域区分の実施及び総合的な土地利用方針を3年以内に定める。
- (2) 現在の市町村道は、すべて新市の市道として引き継ぐ。 新市の市道認定基準については、鶴岡市の例を基本に3年以内に新たな基準を 定める。

市町村道認定基準

	藤島町	鶴岡市	
基準幅員	原則全幅 5m以上	6m以上	
家屋の連坦率	規程なし	おおむね 5 分の 1 程度	

- (3) 除雪については、各市町村の除雪計画を新市に引き継ぎ、現行のとおり実施する。
- (4) 公営住宅の家賃については、鶴岡市の例を基本に5年以内に新たな算定基準を 定める。
- (5) 朝日村で実施している克雪住宅支援事業については、現行のとおりとする。

43 上水道事業の取扱い

(1) 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市での水道事業計画を 策定のうえ、5年以内に統一する。

また、料金体系については、料金の統一に合わせ、口径別料金体系を基本に統一する。

(H16.4.1 現在)

	10m³使用	20m³使用
鶴岡市	1,459 円	3,139 円
羽黒町	2,079 円	4,021 円
櫛引町	1,785 円	3,675 円
朝日村	2,100 円	4,305 円
温海町	1,890 円	2,940 円
藤島町(月山水道)	2,100 円	4,410 円

(2) 水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金の統一に合わせて調整する。

(H16.4.1 現在)

	口径 13mm	口径 20mm		
鶴岡市	63,000 円	73,500 円		
羽黒町	31,500 円	52,500 円		
櫛引町	町内 42,000 円・町外 52,500 円			
朝日村	63,000 円 84,000 円			
温海町	なし			
藤島町(月山水道)	20mm以下・52,500 円			

(3) 月山水道企業団の給水区域の水道料金、料金体系及び分岐負担金(加入金)については、月山水道企業団の協議を踏まえて検討する。

44 下水道事業の取扱い

(1) 公共下水道事業及び集落排水事業の使用料については、下水道事業計画、集落 排水事業計画を策定のうえ、5年を超える経過措置をもって調整する。

なお、調整に当たっては、使用料収入の維持管理費及び資本費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標設定を検討するが、当面は実情に応じた適切な割合を検討する。

(H16.4.1 現在)

		10m ³ 使用	20m³使用
鶴岡市		1,438 円	3,171 円
藤島町	公 共	1,470 円	2,940 円
	農集	1,312 円	2,625 円
羽黒町		1,020 円	2,230 円
櫛引町		1,575 円	3,255 円
朝日村		1,575 円	2,940 円
温海町		1,785 円	3,465 円

(2) 公共下水道事業の受益者負担金及び集落排水事業の分担金については、現行のとおりとする。

公共下水道受益者負担金

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町
	用途地域	平等割	平等割	第1次負担区		温海処理区
	480 円	20 万円	18 万円	(特別)		229 円
負担金				285,100円	1 戸当たり	鼠ヶ関処理区
単 価	用途地域以外	面積割	面積割		17 万円	230 円
(円/㎡)	及び区画整理	300 円/㎡	43 円/㎡	第2•第3次負		都市計画区域外
	事業地内	上 限		担区 (特別)		1 戸当たり
	436 円	30 万円		299,000円		13 万円

集落排水事業分担金

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町
	事業期間中	公共桝設置世	世帯に対し全	世帯に対し事		
	世帯に対し事	帯	体計画末端管	業費の5%		
	業費の5%		渠費の 20%		(事業終了)	1 戸当たり
 分担金額		一律34万円	13万5千円	29万9千円		13 万円
刀坦亚領	由良地区4%			(限度額40万		
				円の範囲内で		
				町長が定め		
				る)		

(3) 公共下水道事業及び集落排水事業における排水設備等改造補助金及び利子補給 制度については、統一する。

195221-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1						
	期間等	藤島町	新市			
排水設備等	供用開始 1 年以内	なし	30,000 円			
改造補助金	供用開始1~3年以内	<i>ن</i> کی ا	20,000 円			
	限度額	300 万円	120 万円			
	償還期間(最高)	10年	5年			
		償還期間5年以内は全額				
	供用開始 1 年以内	5 年を超え 10 年以内は	利子の全額			
排水設備等		1/2				
改造利子補給		償還期間5年以内は1/2				
	供用開始 1~3 年以内	5 年を超え 10 年以内は	利子の 1/2			
		1/4				
	供用開始3年超	斡旋のみ	斡旋のみ			
		利子補給なし	利子補給なし			

45 学校教育事業の取扱い

- (1) 通学区域については、当面現行のとおりとし、新市の教育委員会において適切に対処する。
- (2) スクールバス運行管理及び通学対策費補助金については、5年以内に地域性や 経過等を踏まえて調整する。

(3) 新入学児童ランドセル贈呈事業については、3年継続する。その後の取扱いは、 新市において検討する。

	制度あり	制度なし
市町村名	藤島町・羽黒町・朝日村	鶴岡市・櫛引町・温海町

- (4) 学校支援職員については、学校の状況把握を基にして、合併までに人員配置を 検討する。
- (5) 体育文化活動奨励費補助金については、3年以内に、小中学生の県大会から全国大会まで補助対象経費の5分の4を補助することで統一する。

部活動指導者への謝金は、3年以内に廃止の方向で調整する。

<体育文化活動奨励費補助金>

	藤島町	新市
小学生	補助なし	5.公の4.女法的(周十会以上)
中学生	全額補助 (県大会以上)	5分の4を補助(県大会以上)

(6) 学校給食については、当面は現行のセンター方式、自校方式を継続する。

センター方式	鶴岡市・藤島町・櫛引町・朝日村・温海町
自校方式	羽黒町

(7) 私立高等学校生徒学費補助金については、当面、鶴岡市の基準により朝日村を除く全市で実施し、朝日村の高等学校等学費補助金についても、当面現行のとおりとする。

なお、補助制度のあり方については、新市においてさらに検討する。

<私立高等学校生徒学費補助金>

藤島町	新 市
制度なし	年 25,000 円 生活保護世帯・市民税均等割のみの課税世帯が対象

(8) 育英奨学金貸付等事業については、現行のとおりとする。

	区分	貸付月額等	
藤島町	大	40,000 円	
羽黒町	大・短・高	30,000円	現在の制度を、新市において
朝日村	大・短	50,000円	も旧町村単位で実施する。
¥/7 口 Y Y	高専・高	15,000 円	鶴岡市、櫛引町は制度なし
温海町	大・短・専	35,000 円	
/血/母甲]	高専・高	18,000円	

(9) 公立幼稚園の入園料、保育料については、5年以内に調整する。

46 社会教育事業の取扱い

(1) 地域社会教育活動の振興については、現行の体制を継続しながら、3年以内に 体制、補助施策を検討する。

生涯学習推進員、社会教育推進員等については、3年以内に統一した設置基準 を定める。

- (2) 公民館については、鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。 現在の各町村の中央公民館、地区公民館については、それぞれの特徴を踏まえ 連携を強化していく。
- (3) 自治公民館等への建設補助、活動支援補助等については、5年以内に調整する。 <自治公民館建設補助金(新築の場合)> (平成14年度調査)

鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	朝日村	温海町
	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率
利子補給	3/10	5/10	1/4	1/2	20 ~ 40%
のみ	上限	上限	上限	上限	上限
	500 万円	500 万円	300 万円	1,000 万円	なし

(4) 図書館については、鶴岡市立図書館を本館とし、各町村の図書館、図書室を分館とする。また、本館の図書が分館で貸出、返却可能となるよう、機能整備、電算化を年次的に行う。

47 スポーツ振興事業の取扱い

- (1) 体育施設の使用料については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に算定基準の統一と併せて、見直しを行う。
- (2) 体育施設使用料の減免については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に対象範囲や減免率を見直しのうえ統一する。

48 新市建設計画

新市建設計画は、別添に定めるとおりとする。 (新市建設計画の概要を24ページ以降に抜粋して掲載しています。)

新市建設計画の概要

新市建設計画より基本理念・基本目標・主要事業・財政計画の概要を抜粋

新市の基本理念

出羽庄内に多様性が生き 新いい時代のいのち輝く希望のまち

これは、新市建設にあたって、6つの市町村がそれぞれの地域特性を一斉にしかも高度に 発揮しながら、新しい時代に相応しいまちづくりを進めるために、新市市民とともに明るく 元気に希望をもって取り組もうとする姿勢を表現したものです。

新市の将来像や基本目標を達成するために、常にこの基本理念をこころがけ、基本的人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる魅力あふれる地域を築いていきたいと考えます。

新市の基本目標と主要事業

[新市の施策]

1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

(1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

庄内地方拠点都市地域基本計画の推進

・北部サイエンスパーク整備事業・鶴岡文化学術交流シピックコア地区整備事業 (鶴)

中心市街地の活性化

駅前周辺地区の整備

・(仮称)地域創造センター整備事業	(鶴)
・藤島駅周辺開発事業	(藤)

(2) 交通ネットワークの整備

都市計画街路の整備

・都市計画街路藤島駅上藤島線整備事業		(藤)
	他	

市道の整備

・稲荷外内島線道路改良事業	(鶴)
・渡前荒俣線道路整備事業	(顯)
・町屋小増川線道路整備事業	(民)
・上山添三千刈線改良整備事業	(櫛)
・東岩本越中山線道路改良事業	(朝)
・克雪対策小規模村道改良事業	(朝)
・大磯宮田線改良舗装事業	(温)
・くらしのみちゾーン整備事業	(温)
他	

橋梁整備事業

・黒川橋補修事業		(櫛)
・本郷橋橋梁整備事業		(朝)
・岩川橋主桁補修補強事業		(温)
	他	

(3) 生活環境基盤の整備

公園緑地の整備

・ 小真木原公園整備事業(駐車場舗装整備)、鶴岡公園、大山公園、赤川河川緑地、街区公園整備事業	(鶴)
・歴史公園(旧東田川郡役所周辺)、ふじ公園整備事業	(藤)
・総合運動公園整備事業(下水道施設、パークゴルフコート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット)	(櫛)
・湯温海地区公園整備事業	(温)

良好な住宅地・公営住宅の整備事業

・市営住宅新営改良事業	(鶴)	
・公営住宅整備事業	(藤)	
・温海地区区画整理関連事業	(温)	

克雪対策事業の推進

公共下水道事業

水道施設の整備

農山漁村の生活環境の整備

・「ふじの里地区」農村総合整備事業	(藤)
・朝日村南部地区農村振興総合整備事業	(朝)
・集落排水事業・・合併処理浄化槽事業	

(4) 情報基盤の整備

地域情報化の推進

・地域情報化推准光ケーブル整備事業	(担)
・地域情報化推進元グーブル登開事業	I (/m.)

ケーブルテレビ施設の拡充整備

・ケーブルテレビジョン高度化事業	(櫛)
・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	(朝)

2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

(1) 学校教育の充実

学校施設の整備充実

・鶴岡第二中学校改築事業、小学校改修・改築事業	(鶴)
・羽黒中学校改築事業	(契)
・櫛引南小学校改築整備事業、櫛引中学校施設(グランド)整備事業	(櫛)
・朝日中学校改築事業、小学校耐震補強事業、大網小学校体育館屋根、大泉小学校プール改修事業	(朝)
・温海小学校大規模改修事業、鼠ヶ関小学校、福栄小学校改築事業	(温)

センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実

スクールバスの運行充実

(2) 高等教育・研究機能の拡充

産学連携基盤施設の整備

, 北郊サイエンフパーク敕供車 業	- (鶴)	
・北部サイエンスパーク整備事業	(在河)	

3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

(1) 地域文化の振興

歴史的建造物等の保存と活用の促進

・歴史的建造物保存整備事業	(鶴)
・国指定史跡「松ヶ岡開墾場」修復事業	([[]
・埋蔵文化財調査及び史跡公園(丸岡城趾)整備事業	(桁)

文化活動の中核施設等の整備

・藤沢周平文学館、文化施設駐車場整備事業	(鶴)
・水上野外ステージ整備事業	(櫛)
・体育文化施設整備事業	(温)
郷土資料・文化研究基盤の整備	
・郷土資料館(基盤)整備事業	(隺鳥)

(2) 自然環境の保全と活用

自然学習交流施設の整備事業

・庄内自然博物園整備事業	(鶴)
・交流促進事業(クラインガルテン滞在型施設整備)	(藤)
・あさひ自然体験施設整備事業	(朝)
・林業総合センター整備事業	(温)

(3) 国際交流の推進

4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

(1) 農林水産業の振興

中山間地域の特性を生かした農業の育成

水田農業の再編

_		
	・朝日村南部地区農村振興総合整備事業	(朝)
1	複合経営の推進と生産・流通体制の確立	
	・自然エネルギー(雪室)利活用事業	(羽)
Z	<i>K産特産品の開発や体験型観光漁業の展開</i>	
	・由良地区ふれあい交流施設建設	(鶴)
	・赤川あゆ簗場整備事業	(櫛)

内水面漁業の振興

広域及び一般農道の整備

・団体営町屋蛸井地区農道整備事業、	樹園地農道等整備事業	(羽)
・農道整備事業		(櫛)

林道・作業道など林業生産基盤の整備

Ī	・三瀬矢引線開設事業	(鶴)
ſ	・ふるさと林道緊急整備事業	(朝)
Ī	・林道八方峰線開設事業	(温)

漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

・三瀬漁港整備事業、	沿岸漁場整備開発事業	(鶴)
・小岩川漁港防波堤改	7良事業	(温)

(2) 商工業の振興

バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進

・藤島東部地区開発事業	(藤)
##4 A A M . C M A A A A A A A A A	(wer)

(3) 観光の振興

広域観光ルートの整備

体験型観光・グリーンツーリズムの推進

・たらのきだいスキー場整備事業	(櫛)	

観光施設等の整備

・ぽっぽの湯周辺開発及び温泉掘削事業	(藤)
・観光交流施設整備事業、映画村交流基盤整備事業	(遅)
・観光施設整備事業	(楠)
・道の駅「しゃりん」施設整備事業	(温)
温泉地の魅力を高める施設の整備	

・湯温海地区公園整備事業	(温	١ ١

出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進

・手向 11 号線(アクセス道)駐車場周辺整備、月山八合目レストハウス整備事業、門前町景観整備事業 (羽)

お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

(1) 良好なコミュニティの形成

地域コミュニティ施設等の整備充実

・コミュニティセンター施設整備事業 (鶴)

6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

(1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康づくり中核的拠点施設の整備

・総合保健福祉センター整備事業	(鶴)
・ふじの里健康福祉施設(健康管理センター)整備事業	(藤)
健康増進施設の整備	
帕贝士冯丽写上匠八声公用办共之主张	(# ##)

・鶴岡市湯野浜上区公衆浴場建替え事業	(鶴)
・かたくり温泉ぼんぼ大規模改修事業	(朝)

(2) 地域福祉の充実

総合的な福祉支援機能の配置と拠点機能の整備

・総合保健福祉センター整備事業 (6-(1)再掲)	(雀鳥)
・ふじの里健康福祉施設(地域交流センター(仮称))整備事業	(藤)

(3) 高齢者福祉・障害者福祉の充実

介護予防の推進

・介護予防事業拠点施設整備事業	(櫛)

老人福祉施設の整備

・福祉施設整備事業	(鶴)
・ふじの里健康福祉施設(ふじの花荘増床)整備事業	(藤)

障害者福祉施設の整備

・福祉施設整備事業(再掲)	(隺鳥)
---------------	---------------

(4) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進

保育所等児童福祉施設の整備事業

・北部保育園、由良保育園増改築工事	(徭 鳥)
・西部わんぱく公園事業	(保)
・統合保育園建設事業	(温)

7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

(1) 防災、消防などの安全な地域づくり

防災行政無線システムの構築

・防災行政無線再構築事業

消防施設・設備の充実

・消防庁舎移転新築事業	(鶴)
・消防施設整備事業(防火水槽、ポンプ自動車)	(朝)

消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成

救急体制の充実

防犯及び交通安全運動の推進

・明るいまちづくり街路灯整備事業 (羽)

除雪機械等の整備

・除雪機械格納庫整備事業 (羽)、(櫛)

(2) 循環型社会づくりの推進

・資源循環型農業推進事業 (藤)

8. 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

(1) 生涯学習の推進

社会教育施設の整備充実

・農村環境改善センター改修事業	(藤)
・林業総合センター整備事業	(温)

新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

・図書館整備事業、	図書館サービスネットワーク構築事業	(鶴)

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ施設の整備充実

・小真木原陸上競技場整備事業、体育施設夜間照明設備整備事業、市民プール幼児プール設置事業	(鶴)					
・ふれあいと躍動の広場整備事業						
・ベースボールパーク整備事業	(羽)					
・合宿施設整備事業(合宿施設、イベント広場)、総合運動公園整備事業(パークゴルフ						
(兼グランドゴルフ)コート、夜間照明、水上野外ステージ、バックネット)	(櫛)					
・朝日村民運動場夜間照明整備事業	(朝)					
・体育文化施設整備事業	(温)					

[公共施設の適正配置と整備]

・斎場改修事業	(隺 鳥)	
---------	----------------	--

財政計画

(単位:百万円)

	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成
	17年度	18年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地 方 税	14,021	13,997	13,973	13,950	13,926	13,903	13,879	13,856	13,832	13,808	13,785
地方交付税	20,307	20,258	19,936	19,646	19,720	19,605	19,130	19,062	18,998	18,948	18,921
地方譲与税等	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
国·県支出金	7,443	7,479	7,411	7,205	7,291	7,335	7,379	7,423	7,469	7,515	7,561
地 方 債	10,930	7,030	6,930	6,830	6,730	6,630	6,530	6,430	6,330	6,230	5,950
繰 入 金	778	114	169	735	370	0	0	0	0	0	0
その他	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474
歳入合計	61,237	56,636	56,177	56,124	55,795	55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975
人 件 費	11,019	10,684	10,436	10,211	9,891	9,603	9,354	9,146	8,850	8,513	8,369
扶 助 費	6,095	6,255	6,379	6,505	6,634	6,700	6,766	6,833	6,901	6,969	7,038
公 債 費	8,091	8,152	8,271	8,350	8,447	8,280	8,007	8,002	7,999	8,045	8,171
投資的経費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
補助費等	7,384	7,326	7,305	7,352	7,195	7,017	6,715	6,624	6,552	6,473	6,404
物 件 費	7,364	7,166	6,813	6,662	6,513	6,367	6,222	6,080	5,940	5,803	5,667
積 立 金	4,150	150	0	0	0	77	352	510	737	973	767
その他行政費	10,134	9,903	9,973	10,044	10,115	10,187	10,260	10,334	10,408	10,483	10,559
歳出合計	61,237	56,636	56,177	56,124	55,795	55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975
基金現在高	2,743	2,779	2,610	1,875	1,505	1,582	1,934	2,444	3,181	4,154	4,921
											-
地方債現在高	78,372	78,892	79,172	79,240	79,081	78,965	79,009	78,951	78,789	78,481	77,768

財政計画の説明

1.基本的な考え方

本計画は、合併後の財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される合併に伴う財政上の影響額(変動要因)等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。

2.計画作成の期間等

(1)期間

新市建設計画の計画期間に合わせ、合併する平成17年度及びこれに続く10カ年の平成27年度までの期間とします。(平成17年度は年度途中での合併となるため、合併関係市町村の平成17年度の財政計画に合併後の影響額や事業等を見込むこととします。)

(2)会計

本計画は、普通会計で作成します。なお、鶴岡地区消防事務組合会計、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合会計の取扱いについては、現在の計上(補助費等)の方法で行うこととします。

普通会計・・・・地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や 病院事業などの公営企業会計、国民健康保険等の特別会計を除いた会計を一 つの会計としてまとめたものです。

本計画は、歳入・歳出それぞれ各科目に現況及びこれまでの実績、人口推計等を もとに算出し、合併前の南庄内6市町村の普通会計ベースで作成します。また、建 設計画に掲載する主要な事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、 国の財政支援措置等を勘案しながら作成します。

(3)費目ごとの基準額の設定

6市町村の平成11年度から平成15年度決算額並びに平成16年度の決算見込額の動向をもとに、特殊要因を加味して「新市」の基準額とします。

(4)合併効果の算定

合併効果を合併後の各年度に算定します。

合併効果には、

職員・議員等の人件費削減効果

合併に伴う国・県の財政支援措置

行政水準の一元化による効果などがあります。

歳入・歳出の算出の考え方

1.歳入

地方税

市民税(個人分)は、人口の推計値をもとに計上。

法人税、固定資産税、目的税、その他の税は、基準年度と同額で計上。

地方交付税

普通交付税については、6市町村の平成16年度交付額、また平成17年度の地方 財政計画の見通し等も勘案し、合併に伴う支援措置分や特例債の交付税措置分等を見 込んで計上。

合併初年度から5年度目まで合併臨時措置(合併補正)分として16.7億円を計上。

特別交付税については、過去の実績から普通交付税と同様に計上。また、合併初年度から3年度目まで市町村合併に対する新たな特別交付税措置分として7.3億円を計上。

地方譲与税等

地方譲与税は、所得譲与税についてもその見込額を計上。

利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金は、基準年度と同額で計上。

国・県支出金

国・県支出金は、過去3カ年の平均額を基準として特殊要因分(生活保護費等)を 加味するとともに扶助費の伸び分の3分の2程度を計上。

国庫支出金については、合併市町村補助金3カ年度分8.7億円を計上。

県支出金については、平成17年度と平成18年度にまちづくり交付金として合計 3億円を計上。

地方債

新市の普通建設事業に係る新規発行債は、合併特例債の活用等を勘案し、平成17年度から平成26年度までは、各年度約50億円、平成27年度に約48億円を計上。 合併特例債の基金造成分として、平成17年度に38億円を計上。

臨時財政対策債分は、平成17年度については、地方財政計画の見込みにより対前年度比20%減程度とし、平成18年度以降については、対前年度5%減程度として各年度に計上。

繰入金

基金からの繰入額を計上。

その他

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、基準年度と同額で計上。

2.歳出

人件費

一般職員については、10年後の想定人口数に対応した類似団体職員数を目標とする定員の削減を見込み計上。

議員については、定数特例を採用し、その後定数34人とすると設定して計上。 農業委員(選挙委員)については、定数40人 とすると設定して計上。

第2回合併協議会において定数37人とすることで決定しています。

扶助費

基準年度に特殊要因分(生活保護費等)を加味した上で、近年の実績等から前期5か年は対前年度比2.0%増程度で推移するものとし、以降の期間も若干の増加傾向を見込み計上。

公債費

既存発行債償還分+新規発行債償還分+合併特例債償還分を計上。

普通建設事業費

新市の普通建設事業費については、近年の実績等を勘案し、平年基準事業費ベースを各年度70億円とし、計画期間中においては、合併特例債を十分活用することとして計上。

補助費等

増減要因が大きい経費(現消防事務組合、衛生処理組合、食肉流通センター分担金) についてはその見込額を、その他の経費については一定程度減少するとして計上。

物件費

近年の削減傾向を継続的な削減率として見込み、さらに合併による効果として10年間は削減率を上乗せして見込み計上。また、合併に伴う臨時的経費として、平成17年度と平成18年度に各2億円を計上。

積立金

合併市町村振興のための基金積立てとして上限額40億円を平成17年度に計上。 県まちづくり交付金(基金造成)の積立てとして平成17年度と平成18年度に合計3億円を計上。

その他の行政経費

繰出金については、近年の増加傾向を加味し、引き続き一定程度増加するものとして計上。

維持補修費、投資及び出資金については、一部特殊要因を加味して、その他については、基準年度と同額として計上。

調印書

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定による南庄内合併協議会における協議を踏まえ、構成市町村長での合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年 月 日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 難波玉記

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明